

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和7年11月26日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 益田 康司

1 業務内容

(1) 業務名

広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道事業・太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）

瀬野川浄水場等運転管理業務委託

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書、要求水準書、性能仕様書、瀬野川浄水場・田口浄水場排水処理等業務仕様書及び温品浄水場排水処理等業務仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

広島市安芸区畠賀町2970番地 瀬野川浄水場外

(5) 委託料の上限額

1,051,460千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「51H 特殊施設管理」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団（以下、水道企業団という。）及び広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(5) 業務提案書の提出者に必要な資格

ア 次の要件をすべて満たしていること。

（ア） 法人であること。（複数の業者が共同で業務を行う組織（いわゆる共同企業体）の参加は認めない。）

（イ） 平成22年4月1日から令和7年11月25日までの間において、継続して3年以上本件調達に係る業務と同種の上水道の用に供する浄水場（凝集沈でん急速ろ過方式）の運転管理業務を国内で誠実に履行した元請実績（履行中を含む。）を有する者であること。

なお、当該者の出資比率が 20%以上の特定共同企業体としての受託実績及び当該者に対し、会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（当該者の議決権の過半数を有する会社その他当該者の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの）にあたる団体の受託実績を含む。

- (ウ) 法人又はその代表者が、次の者に該当しないこと。
- a 法律行為を行う能力を有しない者
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
 - d 参加表明書の提出日から過去 1 年間に不渡手形又は不渡小切手を振り出している者
 - e 広島県の県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (エ) 業務提案書の提出者として選定された者が、4 (3) の審査結果の通知日までの期間に、アのいずれかの条件を欠くようになったときは、失格とする。
- (6) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び要求水準書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町 2970 番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

電話 (050) 3785 - 3200 ファクシミリ (082) 827 - 1217

イ 交付期間

令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、水道企業団ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年12月12日（金） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年12月22日（月）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの現場説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る現場説明会を次のとおり実施する。

また、現場説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和7年12月24日（水） 午後5時

ウ 現場説明会開催日

(ア) 戸坂取水場・温品浄水場及びその関連施設

令和8年1月5日（月） 午前9時30分から午後4時まで

(イ) 瀬野川浄水場及び関連施設

令和8年1月6日（火） 午前9時30分から午後4時まで

(ウ) 田口浄水場及び関連施設

令和8年1月7日（水） 午前9時30分から午後4時まで

エ 現場説明会開催場所

上記(3)ウに記載の場所

(4) 業務提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年2月5日（木） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

業務提案書、業務提案書プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県水道広域連合企業団瀬野川浄水場等運転管理業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 業務提案書評価基準

評価項目については、「瀬野川浄水場等運転管理業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年2月26日（木）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 水道企業団又は広島県と締結した委託・役務業務契約を平成22年4月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする水道企業団又は広島県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「51H 特殊施設管理」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、水道企業団を被保険者とする履行保証保険契約又は水道企業団を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約における特約事項

この公募型プロポーザルによる契約は、令和9年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、水道企業団はこの契約を解除することができるものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒736-0089 広島市安芸区畠賀町2970番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課

電話 (050) 3785 - 3200 ファクシミリ (082) 827 - 1217

メールアドレス hs-somu@union.hiroshima-water.lg.jp